

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成

二十七年法律第五十号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこと。

（本則関係）

第二 この政令は、平成二十九年四月一日から施行するものとする。

（附則関係）